

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H21.12.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島振興局	総務部 総務課	H21.4.1	五島振興局総合庁舎 等宿日直業務委託	3,002,560	(個人契約2名)	緊急時の対応にあたって経験を要することや、鍵の 保管等保安上のため。	第167条の2 第1項第2号
2	五島振興局	保健部 衛生環境課	H21.4.1	犬捕獲抑留等業務委託	3,004,306	(個人契約)	当業務は犬の捕獲抑留や殺処分等の特殊な業務 であり、経験豊富で技術性が高いこと、地域の地理 に詳しいことなどが求められる。 このようなことから、競争入札には適さないものと 判断した。	第167条の2 第1項第2号
3	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H21.7.16	牟田地区換地業務委託	13,377,000	五島市福江町1-1 牟田土地改良区 理事長 川口 規一	換地業務は土地改良事業において、農地の所有権 移転等を含めて再整理するものであり、農地所有者 等々の利害関係人に大きな影響を及ぼす事業である。 よって、事業に精通しており、かつ利害関係人等 により設立されている土地改良区に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
4	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H21.7.17	牟田地区実施設計業務委託	46,200,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	ほ場整備工事实施のための調査・測量・設計と換 地は密接不可分であることから、契約の相手方が 左記団体に特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
5	五島振興局	農林水産部 林務課	H21.11.13	21県営林特第1号 県営林間伐素材生産 販売事業	15,225,000	五島市吉田町3110-8 五島森林組合 代表理事組合長 大町 一利	五島地域の県営林で実施する事業については、施 業委託者を県、施業受託者を地元森林組合とする 森林整備合理化計画を共同で作成しているため、 契約相手方が五島森林組合に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
6	五島振興局	農林水産部 林務課	H21.12.10	21県営林特第2号 県営林条件不利森林 公的整備緊急特別対 策事業	5,985,000	五島市吉田町3110-8 五島森林組合 代表理事組合長 大町 一利	五島地域の県営林で実施する事業については、施 業委託者を県、施業受託者を地元森林組合とする 森林整備合理化計画を共同で作成しているため、 契約相手方が五島森林組合に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H21.12.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	五島振興局	建設部 管理課	H21.4.1	漁港環境整備施設等 管理業務委託	2,490,600	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	県と地元市町(現五島市)との間で、荒川漁港矢ノ口地区については平成15年3月6日に、三井楽漁港みなと公園については平成5年4月1日に、三井楽漁港打折地区については平成10年4月1日に、三井楽漁港三井楽地区については平成17年4月1日に、崎山漁港については平成5年4月1日に、それぞれ管理委託の基本となる契約を締結しており、県と地元市町とで管理に要する費用の負担割合を定めている。 以上により、管理委託の基本となる契約に基づく業務委託であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項第2号
8	五島振興局	建設部 管理課	H21.4.1	港湾緑地(福江港、玉ノ浦港、富江港)管理 業務委託	5,128,900	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	県と地元市町(現五島市)との間で、福江港丸木地区については平成9年8月1日に、福江港大津地区については平成16年7月1日に、福江港大波止地区については平成18年3月31日に、玉ノ浦港については平成12年3月29日に、富江港については平成21年3月5日に、それぞれ管理委託基本契約を締結しており、県と地元市町とで管理に要する費用の負担割合を定めている。 以上により、管理委託基本契約に基づく業務委託であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項第2号
9	五島振興局	建設部 管理課	H21.4.1	福江空港消防業務委託	37,333,000	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	長崎県知事と下五島地域広域市町村圏組合管理者との間で、昭和58年10月24日に消防協定書を締結しており、平成16年8月1日からは同組合が行っていた消防業務を五島市が承継している。 以上により、消防協定書に基づく委託業務であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H21.12.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	五島振興局	建設部 道路課	H21.6.9	一般国道384号外4 線道路緑化維持委託 業務	8,820,000	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	<p>一般国道384号外3線の道路機能や景観等、良好な道路環境を利用者並びに沿道住民に提供することを目的とし、県、市が管理している植樹帯の統一的な維持管理を行うため五島市に委託するものである。</p> <p>県の積算書を基に一般造園業者に競争入札(品質確保の観点から最低制限価格を設定)を実施した場合と、五島市に見積書(参考)の提出依頼を行い比較検討を実施した。市道管理者である五島市では「道路美化事業」が推進されており、当事業を効率的に実施できる体制が整っていることから、諸経費等の軽減が可能であるため、民間企業に発注するよりも安価で、かつ、四季をとおして継続した維持管理を実施することができる。</p>	第167条の2 第1項第2号
11	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	H21.4.1	福江空港照明施設維持 管理業務委託	13,440,000	五島市吉久木町231-1 (株)九電工 五島営業所 所長 鈴木 定	<p>本委託業務は、航空灯火施設及び電気設備の適正な機能確保のため、施設の日常点検・月例点検はもとより、緊急の場合の臨時点検及び復旧作業への対応が必要となる。</p> <p>このため、島内で対応可能な業者への委託が必要となるが、上記条件を満たす業者は左記業者のみである。</p>	第167条の2 第1項第2号
12	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	H21.9.1	福江空港化学消防車 継続検査業務	2,014,488	五島市吉久木町1446-1 旭自動車(有) 代表取締役 田坂 久香	<p>対象車両が大型で特殊な化学消防車であること、本業務が空港の運用時間終了後の夜間の時間帯での作業となることについて、こちらが示した仕様のとおり点検作業を実施できる体勢を備えているのは左記事業者のみであったため。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H21.12.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	H21.4.1	漁港環境及び海岸環境整備施設管理業務委託	1,312,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長	<p>安全管理対策の必要性</p> <p>・漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責めに任じられている。</p> <p>・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。</p> <p>営造物の安全確保と危険の未然防止</p> <p>・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。</p> <p>以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号
14	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	H21.4.1	公園・緑地・海岸飛沫防止帯等維持管理業務委託	1,837,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長	<p>安全管理対策の必要性</p> <p>・港湾管理者は、港湾の適正な維持管理を行う責めに任じられている。</p> <p>・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。</p> <p>営造物の安全確保と危険の未然防止</p> <p>・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。</p> <p>以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。</p>	第167条の2 第1項第2号
15	五島振興局	上五島支所 総務課	H21.4.1	庁舎保安警備委託	1,740,120	(個人契約2名)	<p>災害・事故等が発生した場合に迅速に対応するために事務所に常駐する必要があるため、上五島地区には警備業務を行う者がいないため、随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H21.12.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	五島振興局	上五島支所 総務課	H21.4.1	庁舎清掃業務委託	1,430,400	(個人契約)	庁舎清掃要領に基づき、清掃業者から見積書を聴取したが、現在の契約額を上回った。また、他機関へ調査をしたが、清掃頻度・清掃単価を考慮した結果、個人契約が有利であったため随意契約を行うこととした。	第167条の2 第1項第2号
17	五島振興局	上五島支所 道路課	H21.7.6	平成21年度設計積算業務委託	11,259,150	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な設計積算が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H21.12.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	五島振興局	上五島支所 道路課	H21.8.7	一般国道384号道路 改良工事(工事監督 業務委託)	10,395,000	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修セ ンター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p> <p>2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること ・公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等</p> <p>3. 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p>	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H21.12.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	五島振興局	上五島支所 砂防課	H21.4.1	小奈良尾脇川通常砂 防工事(工事監督業 務委託)	17,115,000	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修セ ンター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p> <p>2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること ・公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等</p> <p>3. 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p>	第167条の2 第1項第2号